



石垣リゾートホテル宿泊約款

適用範囲

第1条

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをされる方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立したものとします。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により、当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日の指定をしなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第5条

当ホテルは次にあげる場合、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊客が、暴力団員または暴力団関係者であるとき。
- (5) 宿泊客が、明らかに伝染病患者であると認められるとき。
- (6) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊ができないとき。
- (8) 宿泊客が泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、又は、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動を行うものと認められるとき。

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に、宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、第18条別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後10時(予め到着時刻が明示されている場合、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの契約解除権

第7条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、暴力団員または暴力団関係者と認められるとき。
 - (3) 宿泊客が明らかに伝染病患者であると認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊ができないとき。
 - (6) 宿泊客が泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき、または、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があったとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（チェックインの際、パスポートをコピーさせていただきます）
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨によらない方法で行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第9条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から出発時の午前11時までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定めるチェックアウトタイム後の客室の使用に応じることがあります。
この場合には別に定める追加料金を申し受けます。

利用規程

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規程に従っていただきます。

営業時間

第11条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

(1) フロントのサービス時間

6:30～22:00 22時以降は待機警備員が緊急対応いたします。

(2) レストラン『華さんご』の営業時間

朝食 06:30～10:00 (L.O 09:30)

昼食 11:30～14:00 (L.O 14:00)

ティータイム 14:00～17:30

夕食 17:30～22:00 (L.O 21:30)

(3)泡盛バー&テラス

17:30~22:00 (L.O 21:30)

(4)インフィニティプール

夏季(4月~10月) 07:00~22:00

冬季(11月~3月) 休止

(5)オーシャンビュージム(上履き持参)

通年 07:00~22:00 (最終受付 21:30)

(6)卓球

ラケット・球 無料設置

通年 07:00~22:00 (最終受付 21:30)

(7)テニスコート

ラケット・球 無料レンタル(運動靴利用)

通年 07:00~22:00 (最終受付 21:00)

2. 前項の時間は、天候やその他必要やむを得ない場合、臨時に変更する場合があります。

料金の支払い

第 12 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金の内訳は、第 18 条別表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府の定める指定通貨又は当ホテルが認める旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりうる方法により原則宿泊客がチェックインの際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第 13 条

1. 当ホテルは宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
ただし、損害が当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
2. 当ホテルは消防法令を遵守し防火管理に努めておりますが、万一の火災等に対処する為、旅館賠償責任保険に加入しています。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第 14 条

1. 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は補償料額をもって損害補償額とします。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

宿泊客の所持品に関する当ホテルの責任

第 15 条

1. 当ホテルは宿泊客の所持品の滅失または毀損等が、当ホテル又はその従業員の故意若しくは重過失による場合のみ責任を負うものとします。
但し、宿泊客からあらかじめその価格を書面をもって申告し預けられた場合を除き、損害賠償額は紛失時の公正市場価格または 15 万円のいずれか低い額といたします。申告の内容によっては、お預かりをお断りする場合があります。
2. 金銭、譲渡可能証券、宝石、重要書類等はお預かりいたしません。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解していたときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。
2. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管に関する当ホテルの責任は前条第 1 項の規定に準じるものとします。

駐車の責任

第 17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第 18 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは当該宿泊客に対しその損害の賠償を求めます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

宿泊客が支払うべき総額		内訳
	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
	追加料金	②飲食料及びその他の利用料金
	税金	③消費税 ④税額の算出は 1 円単位とし円未満切り捨て

備考 基本料金は、フロントデスクに備え付けの料金表によります。

当ホテルはサービス料をいただいております。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を 受けた日→		不 泊	当 日	前 日	2-3 日 前	4-7 日 前	8-14 日 前
契約申込人数↓							
一般	12 名まで	100%	80%	50%	20%	0%	0%
団体	13 名以上	100%	80%	50%	30%	20%	10%

(注)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数の短縮の場合、その短縮日数分に対して違約金を収受します。
3. 団体客(13 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 8 日前
(その日より後に申込をお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊
人数の 10% (端数がでた場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金は
いたしません。